⑶　Subject matter of the contract : Office New Construction in Fukuejima Sub Base, JASDF
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 00 PM 31 July 2012
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 noon 10 September 2012 (tenders submitted by mail 12 : 00 noon 10 September 2012)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kyushu Defense Bureau, MOD 2―10―7 Hakataeki-higashi Hakata-ku Fukuokashi 812―0013, Phone : 092―483―8829

入札公告（建設工事）の訂正

次のとおり訂正します。
平成24年7月10日
支出負担行為担当官
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　掲載日
平成24年６月25日（号外政府調達第119号）
2　変更内容
16ページ１段目１⑶　工事場所
自）山梨県南巨摩郡南部町中野地先
至）山梨県南巨摩郡身延町大島地先
の「地先」を削除します。
17ページ１段目３⑴①入札参加者は「価格」及び「技術提案」並びに「工事全般の施工計画」を削除します。
17ページ４段目４⑹③「開札は、平成24年10月２日午後10時30分」を「開札は、平成24年10月２日午前10時30分」に訂正します。

入札公告（建設工事）の取消

次の調達案件の入札公告を取り消します。
平成24年7月10日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
平成24年６月29日付け（号外政府調達第123号57～65ページ）掲載の第１号「北上川下流長面下流地区築堤工事」、第２号「北上川下流長面・釜谷地区築堤工事」及び第３号「北上川下流長面上流地区築堤工事」並びに平成24年７月２日付け（号外政府調達第124号45～50ページ）掲載の第１号「北上川下流月浜上流地区築堤工事」及び第２号「北上川下流月浜下流地区築堤工事」の入札公告（建設工事）を取り消します。

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

福江島⑵4局舎新設建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。
平成24年7月10日
支出負担行為担当官
九州防衛局長　廣瀬　行成
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　40
1　工事名　福江島⑵4局舎新設建築その他工事（電子入札対象案件）
2　工事場所　長崎県五島市
3　工事概要　本工事は、以下の工事を行うものである。
（建築分）
・局舎新設（鉄筋コンクリート造２階建て一部鉄骨造６階建て及び４階建て延べ面積約3,000㎡）の躯体及び仕上げ工事の一部
・局舎外壁改修（鉄筋コンクリート造平屋建て延べ面積約90㎡）
（土木分）
・擁壁工（補強土壁、ブロック積等）一式
・仮設工（親杭横矢板）一式
・土工（切土・盛土工）一式
（設備分）
・局舎新設附帯電気（スリーブ、配管、避雷・接地及び盤類（一部））、機械（スリーブ、配管及びダクト）、通信　一式
4　工期　平成26年８月31日まで
5　競争参加資格審査申請書の交付
⑴　交付期間　平成24年７月10日から同年９月12日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　交付場所　〒812―0013 福岡県福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州防衛局総務部契約課　電話092―483―8829
⑶　その他　特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。
6　申請書の提出
⑴　提出期間　平成24年７月10日から同年７月31日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。
⑵　提出場所　上記５⑵に同じ。
⑶　提出方法　申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。
ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し
イ　共同企業体協定書の写し
ウ　工事経歴書（下記７⑵アの要件を満たす工事の施工実績を記載したもの
⑷　その他　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年７月31日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
7　特定建設工事共同企業体としての資格
⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３社の組合せとする。
ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。（代表者以外の構成員も同様とする。）。
ウ　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、九州防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。 6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
エ　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。
ア　平成９年度以降に工事の元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造２階建て以上かつ延べ面積3,000㎡以上／棟の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）
イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。（代表者以外の構成員も同様とする。）
ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　すべての構成員が、均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。
8　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記６により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。